

令和元年度(2019年度)第3回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

日 時:令和元年(2019年)10月31日(木)18:00~20:00
場 所:かでの2・7 730会議室
出席者:別添「出席者名簿」のとおり
議 題:別添「次第」のとおり

開 会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

定刻になりましたので、ただ今から、「令和元年度(2019年度)第3回北海道子どもの未来づくり審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども子育て支援課主幹の菊谷です。どうぞよろしくお願ひします。これ以降、座って進めさせていただきます。

開会に当たり、保健福祉部子ども未来推進局、永沼局長からご挨拶を申し上げます。

挨 拶

【子ども未来推進局 永沼局長】

本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして厚くお礼を申し上げます。

前回の8月の審議会では、計画の基本的な考え方について審議をいただきました。

その後、道議会の議論や、国が9月末に出した次年度の概算要求の内容を踏まえ、道でも本格的に予算編成が進んでいるところであり、今回は、前回の審議会での議論を踏まえまして、素案という形で改めてお示しすることになりました。計画については、来年度以降の道の予算確保にあたって常重要な位置付けとなっておりますので、皆様のご意見を踏まえながら、しっかりとした計画を作ってまいりたいと思っております。

今日は、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

審議会成立宣言・日程説明等

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

本日は、猪股委員、高階委員、池部委員の3名の委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいております。

現時点で、その他2名が来ておりませんが、委員総数15名のうち、8名以上の定足数を

超える出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第 27 条第 2 項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿、配席図、事務局等名簿です。次に、審議事項に係る資料として、第四期子ども未来づくり計画の基本的な考え方、資料 1-1 令和元年度第 2 回北海道子どもの未来づくり審議会における主な意見等、資料 1-2 道民意識調査について、資料 2 令和元年度第 2 回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会における主な意見、資料 3 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第四期子ども未来づくり計画）素案、資料 4 目標の設定について、資料 5 第三期計画→第四期計画の変更点について（項目柱立て）、資料 6 第三期計画→第四期計画の変更点について（施策目標）、資料 7 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定スケジュール（予定）をお配りしております。不足などがございましたら、お申し付けください。

続きまして、本日の会議の日程であります。次第にありますとおり、審議事項として、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の素案についてとなっております。

なお、終了時間は概ね 20 時 00 分を予定しております。

それでは、これ以降の議事につきまして、松本会長にお願いいたします。

審議

【松本会長】

皆さん今晚は。お忙しい時期にお集まりいただき、どうもありがとうございます。今日の議題は 1 点です。これまで議論してきましたほとんどが素案としてまとめていただきましたので、ご提案をいただいて、完全なものにつなげていくということが今日の目的ですので、忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。それでは、事務局から説明をお願いします。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

私の方からは、「第 2 回審議会における主な意見等」についてご説明いたします。前回 8 月 22 日の審議会におきまして、計画の基本目標や指標の捉え方などにつきましていただいたご意見を整理し、今回、事務局案をご提案させていただきます。資料 1-1 をご覧いただきたいと思っております。NO. 1~4 として、ご意見の分類と事務局の整理を記載しております。まず、分類の「計画の目標」ですが、NO. 1「各種調査を活用した中間目標の設定」ですが、ご意見として、出生率以外に、「道民意識調査」を用いて目標を設定することは異論がないものの、どの「道民意識調査」の項目を用いるのが良いか、また、道民意識調査の設問の「安心して子どもを育てられる環境と思うか」に「子育て中の方」が答えた把握が必要ではないか、

といったご意見をいただきました。今回、この「整理」としては、道民意識調査の子育て関係の設問では、資料 1-2 の 2 ページになりますが、順に上から、「理想的な子どもの数」や「実際に持つつもりの子どもの人数」といった「子どもの数」そのものへの設問や「実際に持つつもりの子どもの人数が理想よりも少ない理由」、そして、次のページですが、「少子化が進むことや「少子社会」についての意識、どのように思うか」といった少子社会への概念的な設問となっております。続いて、「仕事と子育てを両立するための課題、どのようなことが課題になると思いますか」がありますが、回答は育児休業の職場の支援体制や保育サービス、放課後児童対策など、本計画のこの後ご説明する素案の個別の施策目標として設定するものが回答となっております。そして次に、「安心して子どもを育てられる環境と思えますか」があり、最後に「子育てで不安に思うこと」という個別具体的な設問となっております。道では様々な取組を総合的に盛り込んでの計画策定を行ってまいりますが、「安心して子どもを育てられる環境と思うか」と、そう感じる割合が高ければ高いほど、当然、良い環境になって行きますが、H30 調査では 54.4%がそう感じており、調査項目が身近で分かりやすく、目標設定項目として適当であり、R2 年度からの第四期計画期間内で、この数値を高めていくことを基本目標達成の指標にして行きたいと考えております。なお、道民意識調査は、「調査対象」を「道内に居住する満 18 歳以上の個人」としており、「子育て中の方」に限った聞き方をしていないことから、今後、調査の実施主体の関係部とも調整を図ってまいりたいと考えております。

続いて NO. 2 の「基本目標の設定」で、お手元に配付しておりますがポンチ絵の真ん中になりますが、「子どもたちが幸せに育つこと」の表現がありますが、ここに「全て」のという表現を記載するべきとのご意見ですが、こちらについては、この後、素案での説明もございありますが、一つの文章としてつなげ、「結婚や出産を望む全ての方の希望がかなえられることと、子どもたちが幸せに育つことができる地域社会の実現」として、計画の基本目標として整理したいと考えております。

それから、NO. 3 ですが、「子どもたちが幸せに育つ」のほか、「子育てをしている家庭」が、安心して育児ができる旨の表現を加えるべきとのご意見ですが、子育て家庭に対する施策は、「子育て支援」や「子育て」も含め、それぞれのステージで、子育てをしている家庭がベースにあります。ただ、今般の第四期計画では、親のいない等の理由で社会的養育が必要な子どもへの支援など、子どもに視点を重点的に置くことも必要と考えております。基本目標に「子育てしている家庭」の文言を追加することで、家庭に限定した施策を展開すると解釈されかねないことから、強いて表現は加えない整理としたいと考えております。

最後 NO. 3 のポンチ絵の「現状と取組」に、働き方改革のほかに、「若者の就労の場の確保」についても加えるべきではとのご意見をいただきましたが、この後、ご説明します素案の中で施策目標として追記いたします。

以上、前回いただきましたご意見についての整理についての説明を終わります。

引き続き、当課、寺島主査から、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」素案

について、ご説明いたします。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

子ども子育て支援課少子化対策Gの寺島です。

私からは、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の素案についてご説明いたします。

まず、事前に送付させていただいた資料について、2点ほど修正箇所がありますので、その点についてご説明いたします。

ご覧いただきたい資料は資料3で、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」素案の61ページをご覧ください。第四期計画の目標設定項目が記載されておりますが、上から4つ目「ひとり親家庭の子どもの就園率」から「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）」まで、送付した資料は目標値が調整中となっていました。今回、目標値の入力を行いました。

また、その下の「里親等委託率」の目標値については、送付した資料に記載された目標値は、札幌市を除く全道の数値となっていました。今回は札幌市を含めた数値に修正しております。

次に、92ページをご覧ください。一番上の○「一時保護改革に向けた取組」について、送付した資料には、施策を記載しておりましたが、これは84ページ中段に記載している施策の再掲となっております。91ページ中段に、同じく施策の再掲である「○総合的な児童虐待防止対策の推進」のところで、「参照してください」と記載がありますが、同じく84ページの記載に、91ページも合わせた内容となっております。

資料の修正箇所は以上となります。

次に、10月28日に開催いたしました、子ども・子育て支援部会において各委員から出た主な意見について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。主な意見としては、「児童虐待相談対応件数の状況の記載が追加されたが、相談の対応状況が一連でわかる資料も追加するべきではないか」、「幼児教育・保育の無償化がはじまり、新2号という新たなニーズが出てきたので、その調査等を行う必要があるのではないか」、「教育・保育の質の向上以外でも研修の文言を追記し、質の向上に努めるべきではないか」、「良質なサービスの確保について、養育費の確保等の支援について実態に合わせた記載にするべきではないか」、「障がいの有無が不明な子どもへの対応について記載すべきではないか」、「子育て世代包括支援センターを児童虐待の観点から追記するべきではないか」、「虐待について、予防の視点からも追記するべきではないか」、「計画の推進状況を徹底すべきではないか」、以上となっております。

いただいた意見については、原案をお示しするまでに、その対応状況等についてご報告させていただきます。

また、最後に松本会長から社会的養育推進計画について、国から示されている指針等の内

容が以前から大きく変更になっているが、その内容が本計画に反映されているのか、部会での議論の経過について説明してほしい旨のご意見がありましたので、私の素案の説明終了後、担当の工藤主幹から説明をさせていただきます。

それでは、次に第四期計画素案について説明をさせていただきます。資料5の第三期計画→第四期計画の変更点について（項目柱立て）をご覧ください。第三期計画からの主な変更点といたしましては、第1計画の基本事項として2番目に「計画のめざす姿」を移行しております。2ページの第三期計画では、第4に「計画のめざす姿」を記載しておりましたが、本来、計画のめざす姿は普遍的なものであるため、第1の基本事項に移行したところです。

また、4番目に「他計画との関連」について追加しております。他計画との整合性や連携を深めなければならないということで、新たに追加をしております。

次に、第2の「少子化や子育て環境の現状」についてですが、児童虐待に対し、今後重点的に取り組む必要があることから、新たに児童虐待相談対応件数について追加しております。

次に、第3「これまでの計画に基づく取組と評価」についてですが、2番目に目標設定項目の推進状況という欄を新たに作成しました。これは今まで、施策毎に、目標の推進状況について記載しておりましたが、一覧で目標の推進状況が確認できるようにこの項目を追加しております。また、第三期計画では各ステージ毎に施策を推進していったことから、評価についても各ステージ毎に評価できるように項目を追加しております。

次に2ページです。第4「第四期計画策定の考え方」についてです。1番目に今後の計画の方向性をより明確化するため、「現状や評価を踏まえた今後の対応について」という項目を追加しております。また2番目、計画の基本目標として、「子どもたちが幸せに育つことができる地域社会の実現」を追加する旨検討しております。また、基本目標達成のため、合計特殊出生率の目標の他、新たに各種調査による「安心して子どもを育てられる環境」の向上を目標として設定する旨検討しております。これら2つにつきましては、先ほど菊谷主幹からも説明があったように、これから審議していただければと思います。

また、第三期計画の評価結果などを踏まえまして、第四期計画においては重点的に取り組むべき施策として7つの視点を新たに設定することといたしております。

次に、3ページです。第5「計画推進のための取組と指標の設定」です。第3のところの説明いたしましたが、2番目に目標設定項目を追加して、一覧で目標を見られるようにしております。また、第三期計画からステージを改変し、新たに4つのステージを設定し、施策を推進することを検討しております。計画の項目については以上になります。

次に、素案の内容について説明いたします。資料3の素案の本体をご覧ください。まず、1ページをご覧ください。「計画策定の趣旨」としては、国の動向や本道における少子化の状況等を踏まえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、第四期計画を策定し、今後5年間の少子化対策の具体的な施策や目標などを定めることといたしております。

次に2番目、「計画のめざす姿」といたしましては、「安心して子どもを生き育てることが

できる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めてまいります。

次に2ページの3番目「計画の位置づけ」といたしましては、「北海道総合計画」の特定分野別計画、条例第7条に基づく実施計画として策定し、次世代育成支援対策推進法第9条に定める都道府県計画など、関連する5つの計画の内容を盛り込むこととしております。

次に4番目「他計画との関連」につきましては、今年度、当課で策定している「北海道子どもの貧困対策推進計画」と調和させるとともに、幼児教育を初めとする教育分野や人口減少対策など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開いたしたいと思っております。計画期間は、令和2年から令和6年の5年間といたします。

次に4ページをご覧ください。第2「少子化や子育て環境の現状」ということで、厚生労働省の人口動態統計を用い、全国と本道の合計特殊出生率の推移と、本道の出生率について記載するなど、各種調査によるデータをまとめ、少子化の現状等について記載しておりますので、詳細については、後ほどご覧ください。

次に22ページをご覧ください。第3「これまでの計画に基づく取組と評価」についてです。23ページと24ページに第三期計画で目標設定をした項目の推進状況についてまとめています。また、25ページ以降に各施策の評価について記載しております。第三期計画はステージ毎に施策を展開していたことから、評価もステージ毎に項目を分けています。推進状況については、毎年度審議会において議論していただいていることでもありますので、詳細についての説明は割愛させていただきます。

次に48ページをご覧ください。「第四期計画策定の考え方」についてです。まず、48ページについてですが、今後の計画の方向性をより明確化するため、新たに「現状や評価を踏まえた今後の対応」の項目を追加しております。49ページに第四期計画の基本目標を記載しております。「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標として設定し、各般の施策を進めていきたいと考えております。また、この基本目標を達成するため、各種調査による「安心して子どもを育てられる環境の向上」、「合計特殊出生率を全国平均まで引き上げること」、の2つの目標を設定する旨、現在、検討しております。次に52ページをご覧ください。第三期計画の評価結果などを踏まえ、施策推進のための重点的な視点として、「待機児童解消に向けた受け皿整備と人材確保」など、7つの視点を設定し重点的に取組んでいくこととしております。各視点に記載している主な施策は、これから説明する各ステージにおける施策の再掲となっております。

次に、57ページをご覧ください。第5「計画推進のための取組と指標の設定」ということで先ほどもご説明しましたが、第四期計画では、第三期計画で設定したステージを改変いたしまして、「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」「妊娠や出産を支援するステージ」「子育てを支援するステージ」「子育てや自立を支援するステージ」の4つのステージを設定し、施策を展開していくこととしております。表の中の右側に記載されている事項は、

本計画が内包する 5 つの計画がどの施策目標とリンクしているかを分かるように記載しています。

続いて、59 ページをご覧ください。59 ページから 61 ページまでが、第四期計画における目標設定項目について、記載しています。なお、59 ページの①と②や 60 ページにある調整中となっている事項については、例えば、認定こども園等については市町村の積み上げ数値となり、その数値を市町村が現在検討中であることから、今のところ調整中となっていますが、原案策定時までは目標値を設定いたしたいと思います。なお、12 月のパブリックコメント実施の際、11 月時点の取りまとめ数値を記載することを現在、検討しており、12 月上旬に子ども・子育て支援部会を改めて開催し、ご議論いただくことについて検討しているところです。部会の審議結果、パブリックコメントに載せる素案が変更となるような場合については、審議会の各委員の皆様にも必要な情報提供を行ってまいります。

続いて 60 ページの③「その他目標設定項目」について、資料 4 を用いて説明をいたします。資料 4「目標の設定」をご覧ください。表の見方ですが、左側に第三期計画で設定した目標を記載しておりまして、目標事業量に対する進捗率、対応欄で継続や新規と記載されている事項が第四期計画の目標設定項目となります。第三期計画の目標事業量が達成されているものは、3 ページから 4 ページにかけて記載しているとおり目標達成のため廃止という扱いにしております。第三期計画では 25 項目の目標を設定しておりましたが、第四期計画では併せて 32 項目の目標を設定したいと考えております。第四期計画で新たに設定する項目について、ご説明いたしたいと思います。1 ページ子育て世代包括支援センター設置市町村数です。これは、国が R2 年度末までに全市町村に設置を目指すこととされていることから設定したものです。2 ページ 13～16 の 4 項目についてです。これは教育庁で設定しております、北海道幼児教育振興基本方針において設定されている目標を本計画にも設定することで、幼児教育の充実に取り組むことを目指したものです。目標年次は幼児教育振興基本方針の期間である令和 4 年度までとしております。20～24 の 5 項目について、ひとり親家庭の子育て・生活支援の充実や経済的自立を図るため、新たに目標を設定しております。3 ページ 25 里親等委託率については、平成 28 年の改正児童福祉法により、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことに伴い設定したものです。3 ページその下、北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数について北海道歯科保健医療推進計画との整合性を図る観点から設定したものです。目標年次は当該計画の期間となります。30 と 32 は北海道教育推進計画に基づく、指標との整合性を図り、キャリア教育や産業教育の充実に取り組むため設定しております。目標年次は当該計画の期間となっております。

以上が新規に設定を検討している目標項目になります。

また、第三期計画から継続する目標項目は、第三期計画の目標未達成のため、引き続き目標設定し、施策を展開していきたいと考えております。

なお、資料 3 の素案に戻っていただき、各目標の 1 番左側に該当ページという欄がございますがこのページにある施策目標が目標項目とリンクしているということになります。

素案 62 ページをご覧ください。62 ページ以降に、各ステージ毎の具体的な施策を記載しております。

次に資料 6 ですが、第三期計画の施策が第四期計画でどのように変更・新設・削除となっているのか、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。施策の詳細についての説明は、時間の関係上割愛させていただきます。

次に、素案の 96 ページをご覧ください。第 6「計画の推進」ということで 1「計画の推進体制」として、本審議会や道庁内の関係部関係課を構成員とする少子化推進部会、振興局毎に設置している少子化対策圏域協議会について記載しており、また、2「計画の点検評価」について推進状況の毎年の公表等について記載しております。

最後に、資料 7 をご覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。本審議会で審議いただいた素案を、11 月の第四回定例道議会にて報告いたしまして、その後、12 月にパブリックコメントを行い、1 月に審議会を開催する際に、原案をお示しし、協議をいただく予定となっております。以上で、説明を終わります。

引き続き、当課、工藤主幹から社会的養育推進計画につきましてご説明いたします。

【子ども子育て支援課 工藤主幹】

社会的養育推進計画の担当をしています児童相談グループの工藤と申します。私からは計画の策定に係る、経過等につきまして、説明させていただければと思います。特に配付した資料はございませんが、今般、第四期計画に内包して作成いたします、社会養育推進計画につきましては、里親委託の推進や児童養護施設の小規模かつ地域分散化などに関する、都道府県の取組として、計画に盛り込む 10 の項目を国が計画の策定要領として示したところでございまして、道では国の要領を踏まえ、これまで検討してまいりました。検討の具体的な方法でございますけれども、昨年、本審議会に計画の検討を行う部会を新たに設置いたしました。委員といたしまして、里親や児童養護施設の代表の方や、また学識経験者の方などに就任をいただきまして、昨年 12 月から、これまで計 4 回の会議を開催し、それぞれの立場からご議論をいただいていたところでございます。直近の開催でございます、今月 4 日の検討部会において、関係する素案をお示しし、ご承認をいただいたところでございます。具体的な取組内容の計画への反映についてでございますけれども、「子育てを支援するステージ」を中心といたしまして、それぞれ関係するステージ項目に国の要領で策定が求められている取組内容を盛り込んだところでございます。簡単でございますが、私からの説明は、以上でございます。

【松本会長】

ありがとうございます。それでは残りの時間ですが、今ご提案いただきました素案について、意見を交換して方向を確認していきたいと思います。どこからでもと思いますけれども、まず、全体の計画の枠組みですね。細かいところどういう計画で、どういう文言で

ということは、それぞれご意見いただきたいと思うのですが、かなり目標の、ステージでの変更がございます。これまでの審議会でもかなり踏み込んだご議論をいただいて、大体こういう枠組みで進めようということを、一定の方向付けをしてきたという記憶がございます。計画の枠組みといたしますか、そこについてご意見をいただきたいというふうに思います。これまでもかなり議論があったというふうに思います。

いかがでしょうか。山田委員どうぞ。

【山田委員】

山田です。枠組みということなので、資料5項目柱立ての所を見ながら、説明したいと思います。2ページを見ていただいて、2ページの3番の③ですけれども、「官民が協働した子育て施策」とありますけれども、子育て支援施策なのかなと思いました。それから、⑦の児童虐待防止対策の推進ですが、部会の方でもちょっとお話をさせていただいたのですが、予防の視点をぜひ入れてほしいというふうに。虐待の防止だけでは、早期発見とか防止だけではなくて、虐待の発生予防の視点をぜひ文言として入れてほしいと思います。それから次のページの第5なのでありますが、ちょっと文章が、各ステージの取組なのですが、「子どもと子育てをみんなで応援するステージの取組」、「妊娠や出産を支援するステージの取組」ということで、このステージという言葉と、その取組の並びは、どうなのかなというふうに思っています。もしかしたらステージいらないのかなですとか。でも、前段の所にステージがあるので、それを踏まえてというのであれば、子どもと子育てのステージをみんなで応援する取組、というようにステージと取組が、逆になるのかなと。ステージを支援する取組となると自然といたしますか、読みやすくなるかなと思いました。以上です。

【松本会長】

山田委員のご意見は、全体の枠組みということをお前提としながら、表現の方法や文言、そういう観点のご意見かと思っておりますけれども。もうお一人か二人、枠組み全体についてのご意見があれば、伺ってから事務局に一括してお答えいただこうと思います。

今の山田委員のご指摘について、事務局からお考えはありますか。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

まず、2ページの3番の③官民が協働した子育て施策の展開の、支援という言葉についてですが、これについては代表的な我々の施策として、「どさんこ特典制度」による官民の連携があるのですが、これは、あくまでも道の施策ということで、施策の展開と記載をさせていただいております。それからもう一つ、児童虐待防止のところ、予防の視点をということですが、部会の方でもご意見があったと思います。これにつきましては、今後、検討させていただいて、部会などで考え方を整理させていただきたいと思いま

す。ステージ名称につきましては、8月22日の審議会におきましても、ご説明させていただいたところでございます。色々な解釈はあると思うのですが、一応我々としては、「子どもと子育てをみんなで応援するステージの取組」、2番目以降もステージの取組ということで、一般的には、分かりやすいといえますか、評価を得られるかなという思いで、ステージの名称を設定させていただいたところです。

【松本会長】

ステージの名称というよりは、日本語の表現、ということが分かりやすいかというお話ですよね。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

私からも補足します。ステージの取組という表現なのではございますが、確かにおっしゃるとおり、ステージの取組というのは、ちょっと日本語のゴロ的におかしいという部分もございます。実際、各章に入っていくときに、タイトルはステージということで、取組はつけておりませんでしたので、「の取組」を取らせていただき、ステージということで区切らせていただいてよろしいでしょうか。

【松本会長】

その方がスッキリする気がします。計画全体が取組の計画ですので、その方がスッキリする気はいたしますし、それで大きく内容の変更はないというふうに思います。

他いかがでしょうか。五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

はい。全体の枠組みというところではございますが、前にはあまり意見で出したことはなかったのですが、現在、子どもが小学生と中学生の母としての目線になりますが、この切れ目のない支援と言いつつも、あまり小学校ですとか、中学校、高校の情報が、入って来ないような気がするのです。そこが、整合性を保っていくということで、今回充実したと思うのですが、どうして、この教育の部分がうまく見えてこないのか。教育の方の取組がどのようなもので、どうマッチさせていきたいのかというところが、ちょっと見えないかなと、今日改めて資料を拝見して思ったところになります。

【松本会長】

今の点についてはいかがでしょうか。教育分野でも色々な施策との整合性なり、それが、こことこういう事がどういう関係なのかということ、見える形があった方がよいのではないかという観点のご意見ですね。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

ご意見ありがとうございます。我々としまでも、教育庁との連携というのは非常に重要だと考えておりました、先ほど目標のところでご説明したように、教育で作っている計画であるとか、そういったところからも、今回、目標を合わせて6つ追加させていただきました。また、ステージでいうと、「子育てや自立」、素案の94ページですが、教育環境の整備というところで、教育庁と連携して施策を展開していくための施策目標を、こちらに重点的に記載させていただきますけれども、こういった形で整備させていただいているという状況でございます、五嶋委員のおっしゃるとおり教育との連携は重要だと考えておりますので、一応その旨、計画の構成はしたと考えております。

【五嶋委員】

はい、ありがとうございました。94ページからということだとすると、内容が薄いのではないかと思いますので、ここの部分をもう少し見える化していくといたしますか、具体的に何と何を比較していくとか、そういったところの目標設定も、これから出来ていくといかなと思います。

【松本会長】

今のご意見で、どういう形で行けるかということと、あと、今のご意見を踏まえまして2点なのですが。1つは、やっぱり教育分野の施策との関係を、前の方でどこかにそういうことを一言入れて、この計画自体はあるけれども、関連する計画と、こうして横に関連しているということは、全体の構造を書く時に入れておく、ということはいかがかということが1点です。もう1点は、それとの関係で、障がい児の所が、障がいの福祉のところでは計画があるでしょうけれども、やはり子どものところでは、障がい児の領域が、実際はかなり大きいと思います。その辺りも見えるようにといたしますか、教育の方と障がいの方と、両方で横につながっているよという形になって、よりこの計画の位置付けがはっきりするような気がいたしますけど。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

ありがとうございます。松本会長が言われた、1点目についてなのですが、素案の2ページに、4番の他計画との関連というところで、幼児教育をはじめとする教育分野との連携というものを、重要だということでこれを一番最初に持ってきて、連携して、施策を展開していきますという整理をしています。また2点目の障がい児の関係なのですが、項目といたしましては、85ページにあります、「障がい等のある子どもへの支援等の充実」ということで、項目を載せて施策を展開していくという形を取らせていただいております。いずれにいたしましても、ご意見いただきましたので、どんな形で計画に記載出来るかということ、検討させていただければと思います。

【松本会長】

特に2ページの他計画との関連というところを、もう少し丁寧に見せた方がよろしいのではないかと思います。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

分かりました。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。全体の枠組みということのご意見ということですが。特段、なければ、枠組みについてまた後で出させていただいて結構ですけれども、具体的な中身でございます。五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

次は、ちょっと違う目線になりますけれども、色々なステージがあって、色々な施策がある、色々な窓口があるというところで、相談体制でのフレームワークですかね。まず、入口となる人が居ないといけないと思うのですけれども。いきなり専門性のある職員が相談窓口に住ますという記述がたくさんありまして。その前に、やはりワンクッションになる、つながりのための人というのが必要になると思うのです。その部分が、各レイヤー毎に同じ内容みたいなものを書いていくというのはいかがかなと思っております。行政だと、行政手続きをするための人が結局窓口に住っている訳じゃないですか。そして、教育であったり専門機関と一緒にカウンセリングを受けますという話だと、カウンセリングというのを、そもそも入口にお住っている訳で、立場とか書類とかが違うと思うのです。地域全体で子育てを支えるための土壌を作るというのが、今回の計画の真ん中にあるのだと思うのですが、その真ん中に当たるような人の視点が少し欠けているのではないかと感じました。

【松本会長】

具体的には、例えばどういう所をどういうふうな形でしょうか。

【五嶋委員】

子育て世代包括支援センターの中で、コーディネーターですとかそういったところが着目されていたと思うのです。これは、利用者支援事業の基本型であったり、そういう現場で実際に対応する人、それからつなぐ人というところが重要視されての、子育て世代包括支援センターと思うのです。フレームはそれぞれあって、窓口がたくさんあるのですけれども、それを取り逃さず、ワンストップにしていくのかというのは、結局、その仕組みだ

と思うのです。

【松本会長】

計画全体として相談窓口の充実という視点が必要ではないかということでしょうか。

【五嶋委員】

そうです。別のフレームでも良いのではないかと私は考えました。

【松本会長】

この施策の所で、ここがということではなくてでしょうか。

【五嶋委員】

そうです。どの分野においても、同じ切り口から必要になると思いました。

【松本会長】

はい。おっしゃることは分かります。計画としてどういう形でどういうふうにそれを反映させていくなかということ、今考えているところで、事務局の方で何かありますか。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

今伺っているお話で、どの相談のところでも共通するというイメージがわからなくてすみません。また、こういう考え方や、こういう表記の仕方という部分があれば、ご相談させていただければと思いますけれども。おっしゃっている意味というのは、例えば子育て世代包括支援センターがあつて、利用者支援事業や、地域子育て拠点事業など、まちの中には色々な相談の拠点になる窓口があると思うのです。それらを、統括するようなところがあつた方が良いという意味でしょうか。

【五嶋委員】

そこそこの窓口で、結果、つながっていくという仕組み作りについてというところも触れていただけないかなと。児童虐待のこともありましたけれども、結局そこにおいて、そこでつながれば良かった話になりますね。そういうセーフティーネットの構築についてということで書いた方が分かりやすいという、私の考えになります。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

計画の中に、その地域における関係機関が連携して対応に当たるですか、あるいはセーフティーネット的な部分の表記も盛り込んでいます。全体的にというお話ですけれど、全部に共通する表記のご提案がありますか。

【松本会長】

山田委員どうぞ。

【山田委員】

今のお話と関連するかと思うのですが、62ページの「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」のところの二つ目の○ので、子育てに必要な情報の提供など書いてあるのですが、やっぱり相談の対応という言葉がちょっと薄いとか足りないかなと、私も感じていました。子育てに必要な情報の提供の所につなげて相談の対応とか、きちんと個々の相談ののって行くのだというようなところは、文言として入れたほうがいいのかなと私も感じました。

【松本会長】

あとですね。同じような観点で、どこでどういうふうにするという所が、54ページですね、地域での相談のつながりについて。子育てを地域で支え合う仕組みづくりの所で、主な施策というふうに並んでこれは視点でございませぬ。こういうところに地域の関係機関と連携を促進するような試み、現実的には中に個別に入っていると思いますけども、もう少し項目として起こして、地域のところの、第5の視点の所を前に出すということだと、ちょっと見えるようになるのかなと。五嶋委員のご発言を受けて、ここをどういうふうにするか今のご指摘が生きるかというふうに、考えてございます。これは、一つの案です。どういうふうに取り上げて反映することになるのか、ご検討いただけて、次の機会の時に議論していただくことにしたいのですが、よろしいでしょうか。

【五嶋委員】

はい。絵で言うと48ページの真ん中に書いてある所に必要な具体的なものではないかなと私は考えるのです。このイメージ図が一番近いかなと思います。真ん中を具体的にどうするかということについて考えていただけると嬉しいなと思います。

【松本会長】

他いかがでしょうか。いずれにしても、地域で相談してつながるような仕組みということが大事だということ自体について異論はないでしょうし、そのことについて個別のこともあるでしょうから。そこを、もう少し視点として強調して見せるか。そういったご意見かと思えます。

他にいかがでしょうか。枠組みということ以外に、もう少し個別の項目についてのご質問、ご意見もあるかと思えます。末原委員どうぞ。

【末原委員】

素案本体の個別のことでもよろしいでしょうか。

【松本会長】

はい。

【末原委員】

内容というより表記のことで恐縮なのですが、改善可能な範囲で整理できれば良いのではないかと思う所が3点ありました。

1点目は再掲の件ですが、ご説明の中で、例えば、先ほど、参照してくださいといったような表記で再掲していますとありましたが、一つ一つ個別に見ていくと、同じ取組がまたがって載っていることがまだあるように見受けられます。ですので、それぞれちょっと違う表現なのであれば、別物と捉えることが出来るのですが、同じ事が載っていると、あれなんか違うのか、こことここと別なのかなというふうにですね。見るのも大変ですので、再掲ということが分かるような表記になればいいのかなと思います。方法は色々あると思うのですが、出来るだけ再掲が分かるようになれば見やすいのかなというのが1点です。

2点目が、語句の規定の件なのですが、「子ども」ですとか、「幼児」、「児童」、「生徒」、色々と子どもを捉える言葉が出ています。児童福祉法上の児童は18歳未満ですとか、子ども子育て支援法上は、子どもは18歳未満ですとか、学校教育法でいうと児童という小学校、生徒が中学校と高校というふうになりますけれど、それぞれ色々出てくるものですから、いったいどの段階の子ども、どの年齢の子どものことを、対象としてるのかなというふうに、ちょっと混乱を生じるような所があるのではないかなと思いました。もし可能であれば、この素案の冒頭の所に、語句の規定を載せておくというのも方法だと思いますし、統一できるのであれば、統一するという方法もあるかなと思います。

最後なのですが、この素案がパブコメに出ると思いますので、やはり一般に考えると、ちょっと分かりづらい言葉っていうかですね、これが一体、中身がどういうものなのだろうと思うようなものがありますので、例えば「北海道家庭教育サポート企業」と載っていますが、私も、これで色々勉強させていただきましたけど、例えばそういう語句の解説が下の方に載っていると分かりやすいのではないかなと思います。以上3点です。

【松本会長】

今のはご意見ということで、色々お考えいただいて、反映させるような方法を考えると、組み立てることでよろしいのではないのでしょうか。特に問題になることはありませんか。それではご指摘は、反映させていくということで、よろしいですね。

他にいかがでしょうか。

【五嶋委員】

全体というところの視点に、また、なってしまうかと思うのですけれども、この計画が、この先、5年後を見据えているということなのですが、IT化の実相についてやはり目線として足りないのではないかと思います。それから Society5.0 というところを文部科学省も掲げておられて、取組の中にITというものを活用して生産性を上げていくか、支援のためにどう使っていくかというような目線が足りない。

あと、情報提供というところで、ここの内容にあるものだと、ホームページ位しか出てこないのですけれども、若い人たちはもっと色々なものを使っていますので、そういったところも踏まえて、5年後をしっかりと見据えて、技術的な変化ですとか生活の変化というところも、もう少し見据えた方がいいのではないかなと感じました。

【松本会長】

今のはご意見ということですね。私は、ちょっと別の考えを持っておりまして、議論し始めると大変ではないかと思えますけれども。計画のいくつかの議論の段階で、初めて出てきたお話であります。今、これを計画にどう反映させるかというのは、若干、難しいと私としては判断いたしました。ITについての将来の予測のようなことについて、逆にいうとすごく難しいので、なかなか書き込みづらいということもあるかと思えます。どういう分野でどういう使い方というのは、やるのであれば丁寧に議論しなければならいと思えます。

他いかがでしょうか。山田委員どうぞ。

【山田委員】

ポンチ絵のところ、「全ての」というところ、ちょっとやはり気にかかるところがあるのですけれど。計画の基本目標をご覧いただいて、「全ての」というのが、「結婚や出産を望む全ての方の希望が叶う」という所に入っているのですが、北海道の責任としては、結婚や出産を望む方の希望が叶うことよりも、「全ての子どもたちが幸せに育つことができること」に責任が大きくあるのではないかなと思うのです。「全ての」ということを表記するのであれば、子どもたちがという所に「全ての」が入った方が、納得しやすいかなと思いました。

あと、資料の作り方としてなのですが、今回の資料は、多分カラーで印刷されるのかなと思うのですが、白黒でいただいて、黒丸で北海道の男女であったり、全国の男女であったり全部同じで、白黒だとちょっと見づらいです。もしかしたらこれをコピーして、大学の授業に使われるとか、ということもあるかと思うので、白黒でも、見やすいようなグラフの作り方をしていただけたいのかなと思いました。

【松本会長】

はい。2点目は私も同じことを考えていたので、どこかで発言しようと思っていて前回忘れてしまいました。ちょっとこれだと分からない。大体、文脈で察するという感じなので、自分でも見やすいように工夫することかと思いますので、お願いします。

1点目については、先ほど文章としてつながっているというご説明と、ポンチ絵だと分かれてしまっているの。やはり先ほどの説明だと、ちょっとポンチ絵が、なかなか厳しいかなと。むしろ、「全ての」が子どもに付いた方がよろしいのではないかというご指摘ですがいかがでしょうか。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

「全ての」というのは、結婚や出産を望む方たち、「全て」でありますし、子どもたちの「全て」ということで、両方とも指して「全て」ということです。どちらかだけを「全て」というつもりではないということ、まず押さえていただきたいと思います。「全ての」という表現を子どもたちの前に持ってくると、子どもたちだけが「全て」という形で偏ってしまいますので、両者ともというイメージです。今の三期計画の表現に、基本目標で、「結婚や出産を望むすべての方の希望が叶う」と「全てが」既に使われていますので、変えると、おかしいかなと思いますが、いかがでしょうか。上にも下にも「全ての」を入れるというのも、どうなのかなと思いますけれども。

【山田委員】

ここの少し離れているので。これだけを見た時に、何か、一般の人がどう感じるかなと思ったのです。

【松本会長】

先ほども両方にかかるという説明ですが、ポンチ絵だと離れているということです。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

分かりました。このポンチ絵を、そういう意味合いとして直すことは可能です。ポンチ絵をあまり外に出すつもりはないので、本体の計画では文章としてつながっていきます。

【松本会長】

他いかがでしょうか。藤井委員、お願いします。

【藤井委員】

目次立てなのですが、読み込んでいくと何が書いているのか、先ほどの教育の問題だとか、障がいのこととか。そういったところは、ずっとどこから追っていけばいいのかが

若干分かりにくくて。目次をあまり細かく項目立てすると、それも煩雑にはなるとは思います。もうちょっとせつかくの内容が反映できるような、もうちょっと3ページか4ページ、この倍ぐらい取って、中に書かれている項目があれば良いなと思いました。

【松本会長】

今の点についていかがでしょうか。目次を見ても中身が推察できるように、書き込んではどうかという指摘です。

【寺島主査】

ありがとうございます。確かに特に施策の所が、ステージの名称しか記載をされておられませんので、なかなか探しづらい部分はあるかと思しますので、目次のあり方について検討させていただいて、見直しを考えたいと思います。

【松本会長】

はい。他にいかがでしょうか。
五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

いや、私、今まであまりこれも意見して来たことはなかったところになるのですけれども、自分自身ダブルケアというものがリアルに見えてくるような状況になったことがあります。親を、子育てしながら支えていければという目線が、今回の資料を改めて拝見すると、なかったのではないかなという感じがしています。実際、親の介護ということをして正直、不安に思っているところに来ました。

【松本会長】

施策としては、ご家族の中で、子育てと親の介護が重複するような場合に、どんなことがあるのか。どんな施策があって、そこを書き込むとしたら、どういうことがあるかというご指摘であると思います。

【五嶋委員】

計画の全体的なものを見た時の、ケアですとか、そういう支援の導入についてという目線が足りなかったのかなと思います。

【松本会長】

目線というよりも、具体的に施策として何かあるかという話になると思いますけども。行政の施策の計画でございますので。そこはいかがですか。今のご発言について。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

ご指摘のダブルケアについてですが、これは子どもだけではなくて高齢者部門の課題で、ここ数年クローズアップされている課題ではあるのですけども。実際、対応に当たっては、高齢者サービスですとか、子育て支援サービス、色々あるのですけれども、具体的に道庁の中で、ダブルケアというものに対する特化した施策が、実はまだない状況なものですから。実態としてとても大切な対応課題だと認識をしておりますけども、計画については具体的な施策を前提に作っている状況もあるものですから、今の段階では追加というのは難しいかなと思います。

【松本会長】

現状はそうだということは、ご回答いただいたとおりだと思いますけども、今後、大変重要な分野になって来るだろうと思います。今のご指摘そのものは、今後この計画だけで保健福祉全体に関わるのかと思いますので、そういう視点について指摘があったという今後の課題として議論を残しておかなければいけないということ、ご確認いただくということではいかがでしょうか。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

承知しました。

【松本会長】

他いかがでございますか。

平井委員どうぞ。

【平井委員】

平井です。「ひとり親家庭等への支援」についてなのですが、まず80ページの真ん中の相談、先ほども相談についてありましたけれども、やはり窓口で相談をしてくださる人の研修等ということなのですが。子どもの貧困のところで聞いたときは、昨年、研修が一度だったと聞いているのですが、ひとり親家庭相談員さんの。参加は37ということだったので、それで費用は自治体持ちということだったのですけれども、なかなかそういうことだと参加出来ないのかなということ。それと、やはりスキルアップというか、色々なことが窓口で最前線で接する方の対応というのは、とても大事かと思っておりました。だから、道としてもその研修というのをきちっと積んでいただけたらなと思います。費用負担というのはなかなか難しいのかもしれないのですけれども、何回か地区に分けてやっていただけたら、そういうことも考えていただきたいと思います。

また、相談ではなくて、今、自治体の方で児童扶養手当の申請の時にですね、プライバ

シーに踏み込んだことを、私たちも厚労省の方に調査をしてとっているのですが、そこから相談につなげるような事業でもあるのですが、そこで嫌な思いをして相談に行かなくなってしまうというようなパターンがありますので、相談員さんだけではなく、やはりそういうひとり親の事業に関わる職員さんの研修っていうようなこともお願い出来たらなと思います。

その下の、「ひとり親家庭等生活支援事業」に対する支援を行います、ということなのですが、これが実施している自治体も大変少ないと思います。件数を把握してないので、札幌市でも1.3%なのですか。他の自治体がどの位の利用率なのか分からないのですが、そもそも事業がないところも多くて。多くは母子会さんが委託を受けているのですが、旭川だと社会福祉協議会が委託を受けているのですが、そういうような緊急サポートさんの委託先とか、そういう他の所で委託をお願いするとか。前も一度お話をさせていただいたのですが、小さな町村でこれをやるのはとても難しいと思いますので、いくつかの近隣市町村で出来るような、アドバイスをさせていただいて。これ、とてもいい制度なので。本当に。家庭にヘルパーさんが来て、家事や子育てをサポートしてくれる、とてもいい制度なので、これを実施に向けての具体的な支援というのがお願い出来たらなと思いました。市町村が実施するこの事業に対する支援を行いますということで、一言だけなのですが、どうしていけば実施が出来るかというようなことが。計画ではこういう表現になってしまうと思うのですが、そう思っております。

次の81ページなのですが、やはり、ひとり親家庭の収入が大変厳しいということで、調査結果では、200万円未満という方が少し減って、200万から300万の方々が増えているような結果が出ていますけれども。14ページが、この調査の結果だと思うのですが、これ、平成20年は最低賃金667円ですし、24年は719円で29年は810円と、最低賃金が上がったということも、収入が上がったことにつながっているのかなと思います。だけど生活が少し楽になったかという、そういうような声も聞いていませんし。また違う部門になるかもしれないですけど、そういう最低賃金を上げるということとやはり生活支援がないと、なかなか安定した仕事に就けないということで、先ほどの日常生活支援事業ですとか。

あと、両立支援として、そこも充実するというようなことが書かれたと思うのですが、そこと併用して使えるような、ひとり親生活支援事業がない自治体では、緊急サポートが併用して使えるような取組というのも出来たらしていただきたいなと思います。道から自治体への提案ということもしていただけたらなと思います。

あと、自立支援プログラムなのですが、これはとても良い支援でして、どのような仕事の経験があったというような、これからのということなのですが、この件数が、私としては、実態が24ページなのですが、上から9行目の支援プログラムの策定数ということが、30年度は494件ということなのですが、これ、道内にある自立

支援センターでのプログラム件数ということだと思うのですが、私としては、かなり少な過ぎるのではないかなと思っています。もともと、この自立支援センターをご存知ない方々も多いですけれども、こちらもハローワークとタッグを組んだりして、ハローワークに相談に行った方が、こちらの自立支援センターを促してプログラムを作ってもらおうというようなこと。それとやはり周知ですよ。そういう制度がありますよということも、相談窓口と周知の連携ということがあるといいなと思います。

あともう1点です。81ページの「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の活用についても書いてくださっているのですが、これを例えば、これから進学するお子さん方が入学金を払うのに利用するのですが、合格通知が来てからでないと申請が出来ないのです。そこら辺が、それは仕方がないのかもしれないのですが、せめて受験したという実績があれば、その時点で事前申込みたいなことが出来て、そして合格通知が来たときにゴーサインが出来るような。実際に相談があるものですから、合格通知書がないと申請ができなくて入学金を納めるのが間に合わないというような相談があるものですから。何か、ただ支援を行いますということだけではなくて、ある制度の中身も少し変えていただいで、実際に施策が使われるようにと思います。すいません、長くなりました。

【松本会長】

ひとり親世帯の所で、個別の所で具体的なご指摘をいただいたというふうに思いますけれども、今のお話の中で、事務局の方からお答えなどありますか。

【子ども子育て支援課 齊藤課長】

はい。今、大変貴重な、各個別の施策をどう運用していくかといいますか、その中でのルールをより使いやすいものにとというようなご意見をいただきましたので、まず、出来ること、出来ないことをこれから整理して、実際の取組の時に、そういったことが出来るか、これからしっかりと考えて行きたいと思います。計画の方は、個別に何を何回やりまますとか、そういうことを書き込むような形に全体がなっていないものですから、よろしければこれで進めさせていただいて、具体の取組の方で色々検討していきたいというふうに思っております。

【松本会長】

よろしいですか。

ただ、やはり、ご指摘の趣旨は、計画というのはただ計画を作るのが目的ではなくて、具体的に制度を運用している時に少しでも前に進めるという観点で、こういうものを作っていかなければいけないということはあるかと思しますので、その趣旨はここにいる人間が全員共有出来ると思しますので。またそういう観点から書きぶりを工夫出来ることがあれば、お考えいただければと思っております。

他いかがでしょうか。五嶋委員お願いします。

【五嶋委員】

今、平井さんから研修という話も出ていたところではあるのですが、26ページを見ていただきたいのですが。「妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が行われるよう市町村における子育て世代包括支援センターの設置促進」ということで書いてありまして、私、今週の月曜日から昨日までですね、3日間旭川方面を視察させていただいたのです。色々、行政の方とも、何都市か、お話をさせていただく機会がありまして、切れ目のない支援状況いかがでしょうかという、お話をしてきたのですけれども。「切れ目のない支援というのは分かっている。この形にしていまして」ということで、一生懸命ご説明いただいたのですけれども、何年か前にうちのNPO北海道ネウボラという研究会の中で子育て支援を、こちらの皆様にご協力いただいて、子育て世代包括支援センターをどんな目的でどうやって行きますよという会を行ったこともあったのですけれども。その時に、「和風の宮を作って大仏を作って魂を込めなければいけないでしょうね」、というところで着地した会になっていたと思います。それが結局やはり地方に行ってお話を聞いてみると、粹としては出来ている。では、何のためにそれをやっているかというところが、実際に現場で起こっている職員さんたちに見えていないと思うのです。その点で、やはりこのように、26ページの下の方に、「身近な支援で切れ目のない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です」ということが書いてあるのですが、具体的に何をしたらいいのかって言うと、実際に、動くべき自治体の職員さん達が、それを、なぜ、どうやるのか、知る機会を提供することであったりとか、その相談の場でどうやっていくのかという研修とか、そういったものを取り入れて学ぶ機会をつくる必要があると思うのです。そういったところはやはり予算とかが限られていると、手の付けにくい部分だと思いますので、北海道の方から何かしらそういった支援もして行って、地域の実情に合った子育て世代包括支援センターを、どう作っていくべきかというような助言・アドバイスが出来て行ったらいいのではないかなと思いました。

平井さんのお話にも個別の支援というところではあったかと思うのですが、私たち、子育て支援NPO北海道ネウボラの中で、伴走的支援ということで、親子さんの支援を最近、具体的にやっていることもあるのですが、窓口と一緒にしてみるとたらい回しにされています。それで嫌な思いをさせられて、お母さん涙ぐんだりですね。大変だったこともあります。生活ほどの申請にも同伴させていただきました、就労支援という目線ですね、保護課の方とお話ししているのですが、支給までの数ヶ月についての提案がなく、結局、数ヶ月就労のない期間が生まれてしまうというのは困難だろうと思ひまして、それはもう、ホームレスになるしかないということでしょうか。実際にそういった福祉の現場を目の当たりにして、とてもショックを受けたということがありました。そういったちょっと苦しいというお母さんたちに、私たちITの企業も今立ち上げたところで、無

料でお母さんたちにIT講習などもしていますので、自宅で柔軟に仕事出来るクラウドワークであったり、ネットワーク、そういった目線の支援も就労環境というところで北海道とても広いのですので、若い人達にニーズのあるものだと思います。東京にいっぱいお仕事もあるのです。そういったものを引っ張って来るとか、そういった力がですね、北海道からぜひ支えていただきたいなと思います。

【松本会長】

ご意見いただきましたけども、事務局の方から、今の件で何か。

【子ども子育て支援課 豊吉主幹】

子育て世代包括支援センターについてお答えさせていただきたいと思います。今、道内の設置市町村は資料の中では36市町村でございしますが、今現在43市町村ということで、数は少ないですけども一応着実に進んではいるところでございします。道といたしましても、厚生労働省の科学研究の佐藤先生たちと協力させていただいて、昨年度、子育て世代包括支援センター設置促進のための研修会、それから妊娠・出産包括支援事業、産後事業なども含めましての研修会、今年度も同様に、また厚生労働省科学研究の先生方をお呼びいたしまして、市町村向けの研修などを織り交ぜながら、設置促進に努めております。また、小規模市町村の方で、やはり子育て世代包括支援センターを設置するというところに、そういう市町村向けの事例集の作成を、今のところ検討しているところでございまして、今、委員ご指摘のことも、各市町村の現状ということで私ども真摯に受け止めさせていただいて、また設置促進に向けて取り組んで行きたいと思います。

【松本会長】

「ひとり親世帯の収入関係」の所については、何か、委員からもご指摘がありましたけれども。事務局の方でお考えはありますか。

【子ども子育て支援課 齊藤課長】

はい。「ひとり親世帯の就労関係」の所が、81ページ、「就業支援の充実」ですとか、いうような項目も起こしておりますし、下の方に経済的支援もございします。こういったところで、先ほど出ていました、支援プログラムの策定とか、そういったことに取り組ませていただいております。

【松本会長】

ご発言の趣旨といいますか、問題になっていることは、仕事を探している間の生活をどうするかというところで、経済的支援と就労支援ということがセットになっている、施策

では別ですけど、運用していくことでセットにして行けるような方向というのが、やはり必要があるだろうと思いますので、そのこと自体は一つの課題として、お引き取りいただければと。

他いかがですか。山田委員どうぞ。

【山田委員】

はい。先日うちの団体で行った研修会で、道東の大きな市町村の担当者の方が、利用者支援事業どう行うといいのか、なかなか見えていないといいますか、凄く迷いながらやっているというお話もありました。全体を通してなのですけども、設置を促進するとか、数の拡充を進めるというのも、もちろん大事なのですが。やはり北海道庁の役割としては、質の向上を進めるということで、継続的な研修の機会を作っていくとか、研修を充実させるという文言を、各事業で入ったり入っていなかったりしているのが凄く気になりましたので、道の一つ一つの事業について検討していただいて、盛り込んでいただけたらいいのかなと感じました。

【松本会長】

今まで、質の向上という観点からの記述というのがまちまちで、そこは統一して基本的に全体に掲載する方がいいだろうというご意見かと思えます。大事なご意見かと思えますので、引き取っていただければ。

他にいかがでしょう。なければ、私の方からよろしいですか。社会的養育の所なのですが、議論の経過を教えていただきたいのですが。

一つは、50 ページです。目標という所で、「都道府県社会的養育推進計画に定めることとされている事項」というふうにして、「家庭養育優先原則」が法としても確認されたので、里親養育を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うことなど、そこについて、どういう議論があったのか。フォスタリング機関の推進について、部会においてですね。目標値の方を見ますと、里親のところは、現状よりちょっと増やすという目標の設定になっておりまして、積極的にどういう形でこれを増やしていくのかということについて、あまり記載がございません。現在のこの案で示している都道府県推進計画のビジョンなりが、法の考え方でいうとフォスタリング機関をきちっと作って、積極的に増やしていくと。里親だけじゃなくて、施設そのものも、家庭的養育ということも含めて、国が出している目標値はかなり高いですし、あるいは、子どもの年齢別に目標値のモデルを示していますけど、年齢別に示しているということも大事だと思うのです。乳幼児のところを優先的に。その辺りがどのように議論されて、ここに反映されているのかと。その結果がなぜ、どういう根拠で、現状よりちょっと多くというような目標の書き方になっているのかということがまず1点です。

2点目は、推進計画に関わって、50 ページに「定めることとされている事項」というこ

と以外に、都道府県の推進計画そのものの作り方が、かなり変わっていると思うのです。これまでのところは、施設と里親とグループホームを1/3ずつという数値目標でしたけれども、基本的にやはり在宅支援という、地域の在宅支援の強化ということが柱にあってそれとの関係で、社会的養育をもっと広げて考えようということが1点あったと思います。

もう一つは自立支援の強化ということ、自立支援のところも、ちゃんと書き込むことだったかと思います。その点からすると、在宅支援の強化と、児童相談所での対応することがセットになっている、児相だけの問題ではなくということが一つの柱と思うのですが。そこがどんなふうに部会で議論になったのか。在宅支援の強化ということと、社会的養育のところが見えにくいので、具体的にどう進めるかということだったかということ。自立支援のところをいくと、やはり自立支援事業のところは予算事業として付いておりますけれども、道でいうと札幌に1ヶ所委託をしているという状況ですね。あれをどういうふうにしていくのかということが議論だったのかどうかということです。基本的に道は広域でございますし、委託ということは道の判断ですけども、社会的養育事業の通知は、基本的には道がやると。原則道がやるというふうに今なっていたはずでございますけれども、そこはどんな議論になったのか。結論が、こういう議論になってこういう結論になっているかということでございます。以上の社会的養育の所で、いくつか今回の都道府県計画の作り方についてかなり枠組みそのものが変わって、考え方そのものは変わってる所が、どのように議論されて、ここに盛り込まれているかというふうな点で、具体的にいくつか項目があつて。

それと関わってでございますけれども、妊産期などいろんな事案で、虐待問題で社会的養育と関わって、特定妊婦さんへの支援ですね。審査会なり、そこは重要な政策課題となっているかと思うのです。厚労省の議論でも、産前産後の屋根付きのケアをどうするか、ということは一つの課題でございますので。そこはまだ施策として、十分出ておりませんが。その点は、どういう議論になったのかということと、この中では、特定妊婦さんのことについて、また記載がないのですけれども。それはやはり、道がきちっと書いて進めるという姿勢が必要ではないかと思っております。そのことについての議論はあったのかということ。ないならないで、この特定妊婦さんのことについて73ページ辺りで妊娠出産の対象の所に出てこないで、社会的養育が地域での社会的養育推進ということと、虐待防止ということと、妊産婦への支援ということを加える形で、そこはきちっと項目として入れて推進するという姿勢を出すべきではないかと思っております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、今般の推進計画が、立て付けの変更ということについて、どういうふうに反映されて、地域支援の所と自立支援の所も含めて、どういうふうに反映されているかということが1点。2点目は、家庭的養育という所について、どういうふうに進めると議論になってフォスタリング機関も含めて、どのような議論になったかということ。その結果、目標値が現状よりちょっと上回ると出たのはなぜかということ。3点目は特定妊婦さんへの支援ということは、どのような議論になったのかなら

なかったのか。ならなかったとしても、これについて書き込むべきではないかという3点です。

【子ども子育て支援課 工藤主幹】

まずフォスタリング機関の関係でございます。今回の検討部会には、里親の代表の方とファミリーホームの代表の方にも入っていただいて、このフォスタリング機関をどうしていくのかというご議論をいただきました。やはり、里親さんのお立場でもですね、本州では、フォスタリング業務の委託を受けている大きなNPO法人もございますが、北海道はなかなかそこまで体制が取れていないということもあって、当面は児童相談所が主体となって、里親さんへの包括的な支援を行っていく、いわゆるフォスタリング機関の業務を行っていくということで、ご理解いただいたということでございます。

2番目は、里親等委託率の設定でございます。今、会長がおっしゃったとおり目標に設定をしておりますが、具体的なパーセンテージは設定しておりません。これは代替養育を必要とする子どもへの支援に当たりましては、これまでもですけれども、平成28年の改正児童福祉法に規定をされました、子どもの「家庭養育優先原則」を踏まえまして、児童相談所では、里親さんへの委託を優先して、里親さんへの委託が難しいというような子どもについてはですね、児童養護施設等の施設に入所措置を取るといったような、子どもや家庭の状況に応じ、子どもの最善の利益が実現されるよう取組んできたところでございます。今後も、引き続きこうした考えの下に、子どもの支援を行っていくと考えられますことから、具体的な数字につきましては、設定をしなかったところでございます。

もう一つが、市町村の取組、在宅支援の所でございます。具体的には82ページになりますが、「市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」にも記載をさせていただいております。

また、73ページには、平成28年度の法改正で市町村に努力義務化されました「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進」を計画に掲載させていただき、道として市町村の設置に向けた支援を行っていきたいと考えているところでございます。

社会的養護自立支援の所につきましては、91ページに項目を立てさせていただきまして、児童養護施設等の退所児童に対する支援の施策取組について記載をさせていただいたところでございます。ただ実際の取組といたしまして、北海道としては確かに、乳児院さんに委託をして支援しているところでございますけれども、この具体的な取組については、部会では具体的な議論というのは、なかったところです。

【松本会長】

具体的な議論というのはなかったのですか。

【子ども子育て支援課 工藤主幹】

具体的な議論は委員の方から出なかったということです。

最後に特定妊婦への支援ということでございます。73ページに記載させていただきました。妊娠・出産を支援するステージの取組の中に、妊娠・出産に関する支援体制の整備の中にですね、市町村で整備されます市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村の子育て世帯包括支援センターと提携をして、特定妊婦も含め、すべてのご家庭への支援ということを取組むことになっておりますので、こうしたところからですね。具体的に文言はございませんが、こういった支援拠点などを通じて支援を行っていくこととなります。

【松本会長】

含めてということではなく、具体的に出すべきではないかという意見なのです。

特に、地域での在宅を基本とした支援、あるいは市町村をベースにした支援を、虐待防止の観点からすると、特定妊婦さんへの支援サポートというのが一つの大きな行政的なターゲットでございますね。その人があまり見えてこないというのは、やはり今後の社会的養育の在宅をベースとした推進、あるいは、すべての子どもなり、親御さんの健やかな生活を支えるという点で、ちょっと手落ちじゃないかというふうに思いますし。具体的にそこは道としてお考えになっていくべきだと考えておりますので、そこは見えるような形にされてはいかかなという意見です。

2点目について、基本的には里親委託率というのが腰の引けた目標設定になっているように思いますが、それはそれで、そういうご議論があつてのことであるということでもよろしいかと思うのですけど。今後ですね、里親への支援と、在宅支援の強化がセットだと思うのです。フォスタリング機関があるか、ないかということだけじゃなくて、具体的にどう進めるのかということをちゃんと検討して行くということ。

もう一つは、これは別途ポンチ絵なり、付録のところで見せるということかもしれませんし、この社会的養育で固めるべきことというところが、家庭的養護の推進だけ書かれているのですね。具体的に言うと、50ページです。「都道府県社会的養育推進計画に定めることとされている事項」ですけれども、推進計画の所で家庭養育の推進ということを書いていますけれども。やはり私の記憶しているところだと、これまでと違ったのだから在宅支援の強化ときちっと連動させるということ、自立支援の所まで含めて、社会的養育の支援計画ですよ、という立て付け変更ですね考え方の。そこをきちっと書いて、そういうふうな形で、この計画自体は個別に連動してるんですよというふうに見せる所がないと。社会的養育推進計画のところは家庭的支援の優先ですと、家庭養育優先の所は里親の所は、目標は今より増えればいいですね。となっていて、肩透かしのようにも思います。

これが見える形でここを少し丁寧に書くことと、あと他に全体の計画としてこういう形で、この目標事項ではなくて、考え方の変更だということを道としてどう受けとめて、推し進めていくかということがどこかに記載があるといえますか、見せるということが、大

事ではないかと思っております。

自立支援のところは、道の事業として、社会的自立支援事業はありますけれども、あるいは予算事業で、やってもやらなくてもいいということで、道と市が同じ法人に委託されたというのが今の現状ですけれど。どのように進めて行くのかというふうな、今やってますではなく、全道規模から見ると、札幌に1箇所というのはないに等しい、大きな他の市からすると。どういう形で進めて行くのかということは、細かいことはお書きになりにくいかもしれませんが、道としての考え方とか姿勢とか。そこは見えるような形にさせていただくしかない。本来の、社会的養護というのは、代替養育のところだけで議論していて、施設と里親とグループホームでどうやって分けますかと話だけでも、他の福祉のところにつなげようという趣旨が、区切れないと思いますので。その辺は、書き方に工夫がいると思います。以上、意見です。部会でそういう意見がなかったということが、ある意味、私は残念です。

【子ども子育て支援課 工藤主幹】

特定妊婦への支援も含め、あとは社会的養育が、これまでと大きく変わったというところがあります。会長がおっしゃるとおり、そこが見えるような形での書き込みというものを、どのように書き込めるかも含めてですね、検討させていただければと思います。

【松本会長】

他いかがでしょうか。五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

はい。3つほどありまして、まず松本先生からもお話ありました、特定妊婦と虐待防止についてですけれども、基本はこの素案の中で、訪問的支援というかアウトリーチの部分が物足りないかなというところを一つ思いました。子育て世代包括支援センターの全国チェーン型ではホームスタートとか和光市の場合にはケアプランに乗せて家事支援に入っていくというような所まで踏み込んでいますので、そういったところのアウトリーチ的な視点をもう少し盛り込んだ方がいいのではないかなと思いました。

また、特定妊婦に限らず、子どもの虐待については、グレーゾーンなご家庭も多い。経済環境であったりとか、雇用の環境だったりとか、そういったところからの予防的支援であるといったところを、もう少し文言として入れていただけると嬉しいかなと思えました。

次2点目になるのですけれども、子どもの権利というところで、教育について身の丈に合わせた教育をというような発言をされた文部科学大臣がいらっしやったのですけれども、そう考えると、うちが出産した時に、もう貯金がなくなりまして、今もう全然貯金が出来ていないので、大学のための資金が用意出来ていないということになります。この計

画も5年先ということで、うちの子は高校に入ってしまう。

【松本会長】

端的にご意見をお願いします。

【五嶋委員】

はい。子どもの権利の中に、教育をしっかりと位置づけるということも盛り込んでいただければ嬉しいなと感じたところでもあります。経済的な負担の軽減という項目もたくさんあったのですが、そこを教育に、子どもの教育に結びつけていただきたいと思えます。

3つ目になるのですが、道民意識調査の方のグラフの2ページです。本当は「お子さん何人もつつもりでしょうか」という質問で、3人と答えている方が多いですね。もしこの希望が叶った場合、北海道はどのぐらい人数が増えるのだろうかというような、もう少し希望的な観測について、目に見えるグラフがあったらいいなと感じたところです。

【松本会長】

ご意見ということでよろしくお願ひいたします。事務局の方でご検討いただいて。お願ひしたいところは、この計画ということですけど、仮にそうだとしたらどうかということ、連絡、共有すると。

他いかがでしょうか。ご発言いただけていない方、ご発言がございましたら、はい。野村委員お願いします。

【野村委員】

先ほど、松本会長から、叱咤激励をいただいた、社会的養育のところの部会の部会長やらせていただきました、野村といいます。部会のメンバーといたしまして、里親さんの会長さん、それから児童養護の施設長、乳児院の施設長、ファミリーサポートの会長さん、あと学識ということで、多田先生と大学の先生も入っていただいたのですが、そこで具体的な社会的養育の教育の部分の項目を一つ一つ確認していくというような意味合いがちょっと強いのかなと。部会長の力量が少し足りないというのは、最初から分かっていたことなのですが、具体的な、里親さんのご意見と、児童養護施設側のご意見と、ちょっとやはり、かみ合わないと申しますか。もう少しこう俯瞰をして、さっき松本会長が言われたとおり、都道府県の計画としては、どういうところが必要なのだという部分の、最初の丁寧なすり合わせと申しますか、そういうところがやはり、不足していたのかなという部分、ちょっと責任を感じているところでございます。

あと、もう1点ですね社会的養育の計画を検討するという部会だったのですが、虐待防止の方はやはり別の計画になっていまして、社会的養育の部分だと権利保護が、やはり第

一に来る訳でございませぬ。そこをちょっと虐待防止のことは別の計画にあるからという
ようなところで、ここに載ってある、社会的養育推進計画の柱に沿ったですね、協議しか
出来なかったというのが正直なところでございます。

特定妊産婦のところも、先ほどの1ヶ所の施設委託というようなところでその当事者の
方もいらっしゃった、園長さんもいらしたものですから、そこに対する部分では、少しだ
け、そういったご意見でやりとりがあったのですが、それ以降はちょっとない状態で、今
日に至っているのが現状でございます。以上でございます。

【松本会長】

いかがでしょうか。今の部会長のご発言を受けてなのですけれども。やはり社会的養
育、代替養育の考え方については、施設養護を長くされてきたところと、里親を頑張って
こられた方で、若干、受け取り方が違うということは事実です。どうしてもそこでの何か
調整という形に議論が出ると思えますが。道としてどういうふうな方向を目指すかとい
うことが一つありませんと、なかなか、そういう議論は収まっていけないというふうに思
いますので。今後どういう形で進めていくかということは、継続して議論をしていかな
くはいけないことかと思えますし。やはり代替養育の場所をどうするかだけであって、社
会的養護ということを経済的養育に言い変えたのは、在宅でのきちっとした支援、在宅措
置も含めての支援ということを絡ませて行こうという考え方だと思いますけど。そこを道
としてどういうふうに受け止めて行くのだと。その時に、道は社会的養育の計画だけで
なく、子どもの未来づくりという形で全体を包括する計画の中にこれを入れるというの
は、やはり一つの大きな強みといえます。そこを生かす形で、他の計画にこういうふう
に絡んでいるのだと、積極的に見せていくと。いうふうな形ですと、逆に市町村レベ
ルに降りた時に基礎自治体のところで、実際にどうやっていくのかということの図が見
えるような気がするのです。そこはやはり道として、市町村がどういうふうに声を受
け止めて具体化していくのかということのモデルになる考え方を整理するような、そ
ういうふうな計画になって行くといいと思えましたので。それで敢えて特定妊婦だ
とか、在宅支援だとか、そこと児相が絡むようなケースということも一緒に考
えようねと。そうでないと、市町村の方は虐待防止の話は児相の話でしょう。とい
うように、その問題を分離して考えるようなところがあるかと思えますので。そこ
は、きちっと在宅されていることが基本にあつて、そのための支援をきちっと市
町村で組んでいくということが当然の考え方でございます。やはりそこが色々な
施策として並ぶのですけど、見えにくいといえますか、例えば市町村の方でこれ
を見たとき、その時は母子保健の問題が市町村のところで大きな支援でござい
ますので、そうすると特定妊婦さんへの支援が大きく絡んでくるし、自治体の行政
課題でもあるかと思えます。その辺の関係を少し意識していただけると、と思つて
おります。これは意見です。

他いかがでしょうか。平井委員どうぞ。

【平井委員】

施策にあるのかどうかということは、分からないのですが、81 ページに「養育費確保等の支援」というのが載っています。実際、養育費の受給率が大変低いのですけれども。養育費とセットではなく、面会交流支援というのもぜひ北海道としては、安全で公的な支援が、そういうことも子どもの健全な育成というようなこともあると思うのですけれども。面会交流のトラブルがとても増えていまして、道としても面会交流支援というのを、もし可能であれば中に入れていただけたらなと思います。

【松本会長】

それは今後、増えますでしょう、そういう形が。養育費の問題とも絡みます。そこは第三者がきちっと声を上げるということがないと、なかなか促進されないということが現状かと思います。

他にいかがでしょうか。多田委員どうぞ。

【多田委員】

養育費と面会交流の話が出たのでちょっと、実際携わっている者からの意見として、面会交流は、なかなか DV 事案だと直接母親が父親と会うとかっていうようなところが難しく、支援している団体というのが今、北海道は2ヶ所しかないのですよ。その2ヶ所も今かなりマンパワーが不足しているような状況で、今後どうしていくのかな、一つの支援院は、かなりの高齢の方たちが支援しているところなので、善意のボランティアで成り立っているという状況です。そういうような方達が、本当にもう辞めますと言われてしまうと、今後そういう継続的な面会交流自体が難しくなりますので、やはりそういうような公的機関でそういう安心するような制度というのがすごく大事だなと思っております。あと養育費の関係でも、これ、本当に弁護士もなかなか悩ましいところがあるのですけれど、実際に大体が義務者が父親のケースが多くて、父親の大体、居場所が分からないですとか、あと就業先が分からない。となると差押えとか、相当難しいのです。そういったところも、何か手助け出来るような支援というのが必要になるのかなと感じました。

【松本会長】

ありがとうございました。今後は大きな問題になっていくかと思しますので、計画だけでなく、継続して課題としてお引き取りいただければと思います。

他はいかがですか。特にご発言のない委員の方で。よろしいですか。

はい。今日はかなりたくさん意見が出ました。それで、色々と盛り込んでいただいて議会を経て、もう一度ここで議論する機会がございますので、その議論でまた最終的な確認を行っていきたいと思います。その前にパブコメも入りますね。パブコメの結果も踏

まえて、ここでまた、議論したいと思います。

今日は限られた時間ですので、細かい文言のことでも結構ですし、入れ込むべきことについてアイデアがございましたら、事務局までお寄せいただければ、事務局の方が作業を進めていく上で力になるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは今日の議論についてはこれで一旦打ち切って、又継続して議論していきたいと思えます。事務局にお返しいたします。

閉会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

それでは以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。松本会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。今後も、各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、「令和元年度第3回北海道子どもの未来づくり審議会」を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。